

令和7年度 第1回 旭川市いじめ防止等対策委員会 会議録

会議の概要	
日 時	令和7年12月23日（火） 午後6時00分から午後7時25分まで
場 所	旭川市子ども総合相談センター 2階 研修・会議室2
出席者 (委員)	5名 大箸 信之、諏訪 清隆、高橋 甲、高谷 桃子、平野 直己（敬称略）
出席者 (関係部局)	(いじめ防止対策推進部) 石原部長 (いじめ防止対策推進課) 鎌田課長
出席者 (事務局)	(旭川市教育委員会) 和田教育長 (学校教育部) 坂本部長、田村主幹 (学校教育部主幹付) 小山副主幹、樋口主査、小林主査、早川主査
会議の公開・非公開	議題1及び2：公開 議題3及び4：非公開（旭川市情報公開条例第7条第4号：審議・検討に関する事項のため）

会議録

1 開会

2 教育長挨拶

- ・会議開催に当たって、教育長から挨拶を行った。

3 委員の紹介

- ・事務局から各委員、関係部局職員及び事務局職員の紹介を行った。

4 委員長の互選

- ・委員の互選により、諏訪氏を委員長、平野氏を副委員長に選任した。

5 議事

(1) 議題1 旭川市のいじめの状況等について

※事務局から、旭川市のいじめの状況等について説明

○委員

- ・事務局から旭川市のいじめの状況等について説明があったが、委員の皆様から質問や意見をいただきたい。

○委員

- ・解消件数と解消率の項目で「内、認知から3カ月経過した件数」とあるが、どのようなケースを示しているのか。

○事務局

- ・11月末現在で、学校が、いじめの疑いも含めて認知した件数のうち、3カ月以上の期間を経過した

件数を表したものである。いじめの行為が止んでから一定期間が経過しても、不安が残っている場合については、解消とせずに対応を継続している。

○委員

- ・3カ月経たずとも単回で終わっているものと、認知されたあとも継続して観察し続けているものがどのくらいあるのかということが分かるとさらによい。

○委員

- ・令和5年度と令和6年度を比べると、2号重大事態の件数が減少している。このことについて、学校からどのように報告を受けているのか教えていただきたい。

○事務局

- ・いじめの疑いによる欠席が1日でも発生した場合には、学校から速報をもらうようにしている。詳しくは議題2で説明する。

○事務局

- ・御意見を生かし、いじめ見逃しゼロ、いじめ重大化・長期化の防止を目指して対応していく。

(2) 議題2 旭川市のいじめ防止の取組について

※関係部局から「旭川モデル」の取組について説明

※事務局から、旭川市のいじめ防止の取組について説明

○委員

- ・関係部局から「旭川モデル」の取組について、事務局から学校・教育委員会における取組について説明があったが、委員の皆様から質問や意見をいただきたい。

○委員

- ・チャットによるいじめ相談について、全て児童生徒本人からの相談か。また、チャットの返信時間について、平日19:00～22:00、日曜17:00～21:00となっているが、この時間以外での緊急な内容の対応はどのようになっているのか。

○関係部局

- ・チャットによる相談は、今年度、小学校1年生から中学校3年生までを対象としているが、全て児童生徒本人からの相談である。運用時間については、業務委託先の対応時間で受け付けており、それ以外の時間は対応外としているが、市の担当職員がチャットのシステムを確認することができるため、定期的な確認の中で緊急のものを見つけた場合には、すぐに対応することとしている。

○委員

- ・最近では、AI機能を使った取組も出てきていることから、AIを取り入れて特定の文言が入った場合にはすぐに職員に通報が来るようにするなど、緊急事態に対応できるようになれば、さらによいのではないか。

○委員

- ・チャット相談の委託先では、どのような方が対応しているのか。チャット相談の内容について担当職員が把握できるのか、また、委託先から市への情報共有の基準があるのか。

○関係部局

- ・チャット相談については、令和5年度の2学期から導入している。導入から2年間は道外の事業者へ委託し、委託先のカウンセラーの方に対応していただいていたが、地域事情などを踏まえた対応とするため、今年度の2学期からは本市の業者に変更し運用している。対応してくださっているの

は、市内の児童館や児童センターの指導員等、日常的に児童生徒と関わっている方々である。

- ・チャットの相談内容については、毎月、相談内容について報告を受けている。相談のやりとりについて、市の担当職員がシステムから確認することができるが、緊急の相談の場合には、事業者から直接こちらに連絡が入るようになっている。
- ・希死念慮を疑がわせるものなど緊急性の高いものについては、即時、市の担当に連絡をするように事業者に示している。また、警察等の関係機関との連携が必要と思われるものについては、直接、通報等をするようお願いしている。

○委員

- ・いじめの積極的な把握の一つとして、ストレスチェックとあるが、どのようなものなのか。

○事務局

- ・ストレスチェックについては、学校が児童生徒との教育相談の前後で行っているものである。教育相談の前後を比較し、児童生徒の不安等の解消が行われているか、不安が強い子や継続している子がいないかなどをチェックできるようになっており、各学校において活用されている。

○委員

- ・被害児童生徒への支援については丁寧に行われていると思うが、同一の児童生徒が複数の児童生徒に対して加害となっているような状況もあると考える。加害となっている児童生徒の再発防止の支援についてはどのように取り組まれているのか。

○事務局

- ・加害となっている児童生徒への見守りについては、学校や緊急支援チームの派遣などで必要に応じて行っている。
- ・被害を受けた児童生徒の保護者からの相談が圧倒的に多いが、加害となっている児童生徒の保護者から相談を受けることもある。加害となっている状況を聞くと頻繁に手が出てしまうであったり、人間関係の中での言葉のやり取りから生じたものであったり様々であるが、児童生徒の特性や抱えているものを把握して、精神科医や心理士への相談に繋いだり、非行傾向がある場合については警察の少年サポートセンターや鑑別所の法務少年支援センターなどの連携を促す取組を行ったりしている。

○委員

- ・年間7000件以上の多くの事案が発生している中で、いじめ対策会議は週1回の開催となっているが多くの事案をどのように検討しているのか。

○事務局

- ・疑いがあるものや軽微なものなども含めて7000件の事案を全て週1回の会議で取り上げるのは、物理的に難しいことから、重大化のおそれがある困難ケースに該当するものや、学校だけでは解決が難しいと判断するケースを中心に取り上げ、会議の場で検討している。

○委員

- ・毎週の会議で困難ケースとして上がってくる件数はどの程度あるのか。

○事務局

- ・困難ケースの件数については、平均すると週1～2件程度である。

○委員

- ・学校から市教委に「いじめ（疑いを含む）事案一覧票」や「いじめ事案対応記録簿」の提出があるが、学校でどのように共有されているのか、またその報告頻度はどの程度か。

○事務局

- ・学校は週 1 回学校いじめ対策組織会議を開催し、認知の判断や対応方針の決定などを行っている。加えて、突発的な事案が生じた場合には、随時、会議を開き対応している。
- ・「いじめ（疑いを含む）事案一覧票」については、月 1 回学校から教育委員会への報告としている。また、「いじめ事案対応記録簿」については、困難ケースが発生した場合に、基本として 24 時間以内に作成・報告し、その後は対応状況について週 1 回報告することとしている。

○委員

- ・「いじめ（疑いを含む）事案一覧票」の項目について、同じ児童生徒が何度も加害となっている場合もあると思う。そのような場合、加害側の児童生徒の指導を徹底する必要性があると考え、被害側の児童生徒、加害側の児童生徒のどちらの名前も分かるように記載欄を工夫するとよいのではないか。

○事務局

- ・貴重な意見をいただいた。改善点について検討していく。
- ・今後もいじめ防止対策推進部と教育委員会が一体となり、取組を進めてまいりたい。

(3) 議題 3 令和 5 年度はいじめ重大事態調査報告書を踏まえた再発防止策について

※事務局から、令和 5 年度はいじめ重大事態調査報告書を踏まえた再発防止策について説明

○委員

- ・事務局から令和 5 年度はいじめの重大事態調査報告書を踏まえた再発防止策について説明があったが、委員の皆様から質問や意見をいただきたい。

○委員

- ・いじめを起因とする不登校への支援策について、児童生徒や保護者への支援については、日数をおかずに早めに対応しないと難しくなるのではないか。

○事務局

- ・本資料は、一般的な支援策を段階的に示したものである。児童生徒や保護者から早い段階で幅広い支援について知りたいという求めがある場合には、欠席日数にとらわれず必要な手立てを講じる必要があると考えている。

○委員

- ・被害者意識によって、度を過ぎた強硬な要求をするような保護者がいる場合もありえると思う。そのような場合には、スクールロイヤーの活用を検討し、様々な意見を取り入れて対応にあたるとよい。

○委員

- ・いじめが起こると学校の中でどのようにいじめに対応していこうかと考えることが一般的だと思うが、調査委員として長く重大事態調査に関わっていると、地域の中の大人たちの人間関係であったり、児童生徒や家族が地域から分断されてしまったりという状況が起こることを経験しており、学校が取り組むことが難しいこともたくさんあると感じる。いじめられた人といじめた人が地域の中でコミュニティーを回復するのは非常に大変である。簡単なことではないが、今後の検討のテーマとしても取り上げていただければと思い提案したい。

○事務局

- ・学校は児童生徒を一番に考えての対応となるが、地域で生活する児童生徒や保護者のコミュニティー

一の視点から考えることの必要性について考えさせられた。問題提起としての提案を受け止め、今後に生かしたい。

○委員

・アメリカの研究で、修復的司法というものがあり、コーディネーターが入って関係修復を試みるというものである。研修・研究している人に委嘱して対応していただくというのもよい考えではないか。

○委員

・よい指摘をいただいた。実際に対応してくださる方や機関が少ないと感じているが、修復的司法は手法として興味があり、とても大事だと感じている。地域の人たちが加害、被害の区別をせずに関わっていきけるような文化づくりやコミュニティーの在り方が大切と考える。この視点についても旭川モデルとして考えていただくと豊かな街になるのではないか。

○委員

・いじめを起因とする不登校への支援策について、不登校状態初期の頃であっても、学校に足が向かなくなってしまっている児童生徒であれば、学校のスクールカウンセラーと会うことも難しさがあるのではないか。学校に入ることができない児童生徒に対しては、オンラインでの面談なども検討していただきたい。

・児童生徒理解・支援シートの活用について掲載されている。道教委から出ている子ども理解支援ツール「ほっと」について組み込むことも考えられる。

○事務局

・子ども理解支援ツール「ほっと」については、本市の小中学校で活用されていることから、組み込んだ対応は可能である。

・たくさんの視点からの御意見、今後のヒントとなる御助言をいただくことができた。これらを踏まえて学校への周知を行っていく。

(4) 議題4 その他

※事務局から、いじめ防止等対策委員会の対応等について説明 →質問・意見等なし

○委員

・事務局からの説明について、意見が無いようであれば、委員の皆様から何かあるか。

○委員

・対策委員会の委員を引き受けるに当たり、対策委員会の過去の会議録を市のホームページで検索したが昨年度の会議録を見つけられなかった。

○事務局

・昨年度については、非公開による会議を開催したことで詳細の会議録について掲載していなかったところであるが、可能な範囲において直近の議事を整理し掲載していく。

6 閉会